

仕様書

京都市建設局伏見土木みどり事務所
(担当：石田・杉本 075-611-5371)

1 業務名

スプリング遊具修繕

2 業務の目的

公園利用者の安全を確保するため老朽化したスプリング遊具を修繕するもの

3 履行期間

契約締結の日から令和7年12月26日まで

4 履行場所（別紙1）

京都市伏見区五反田町他

5 業務範囲（別紙2）

公園名	所在地
深草西浦南公園	伏見区深草五反田町 111 他
久我西出第四公園	伏見区久我西出町 12-202
森の宮第六公園	伏見区久我森の宮町 10-313

6 業務内容

スプリング遊具修繕

○ライオン CP-01401G（ベースアンカータイプ、床堀・組立・据付・埋戻含む）

○パンダ CP-01400G（ベースアンカータイプ、床堀・組立・据付・埋戻含む）

なお、安全対策として、既に老朽化したスプリング遊具（地上部）は、撤去している。

公園名	内容	数量	備考
深草西浦南公園	ライオン、パンダ	2 基	基礎撤去なし
久我西出第四公園	パンダ	1 基	基礎撤去含む
森の宮第六公園	ライオン	1 基	基礎撤去含む

※ 作業に要する寸法計測費、諸経費等の全ての費用は、本業務に含む。

※ 契約後、事前に伏見土木みどり事務所の監督職員と施工時期、施工方法及び設置する遊具の安全領域等について打合せを行ったうえで、業務にあたるものとする。

※ 施行箇所の仕上げは、山砂舗装とする。

※ 撤去したコンクリート殻、金属及び残土は、全て請負者において適切に処分すること。

※ 平日の午前9時から午後5時の間に作業を行うこと。

※ 業務完了後、速やかに作業完了報告書を作成し、作業前後の現況写真とともに提出すること。

7 留意事項

作業の際は、実施現場内又はその隣接敷地若しくは付近の工作物に損傷がないよう十分注意すること。与えた損害については、受注者の責任において対応すること。

また、本業務で発生した事故等についても、受注者の責任において対応すること。

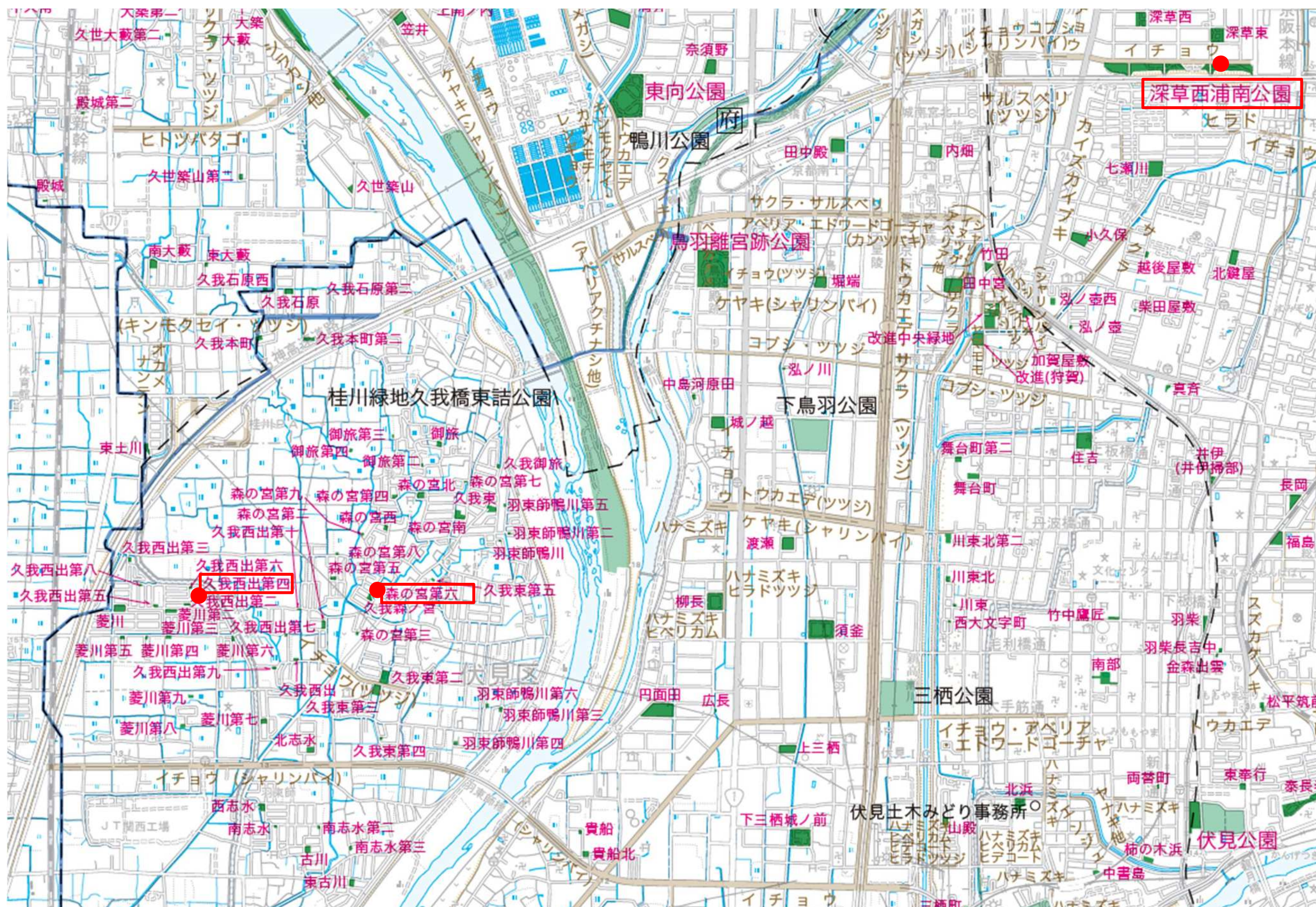
作業中、近隣住民、公園利用者及び通行者から要望・苦情を受けた場合及び、事故等の発生があった場合は、速やかに監督職員に連絡しその指示に従うこと。

業務実施者にかかる安全管理については、受注者の責任において行うこと。

8 支払条件

業務完了後、履行場所（業務範囲）において適切に業務が履行されていることを確認のうえ、本業務に係る経費を支払う。

履行場所

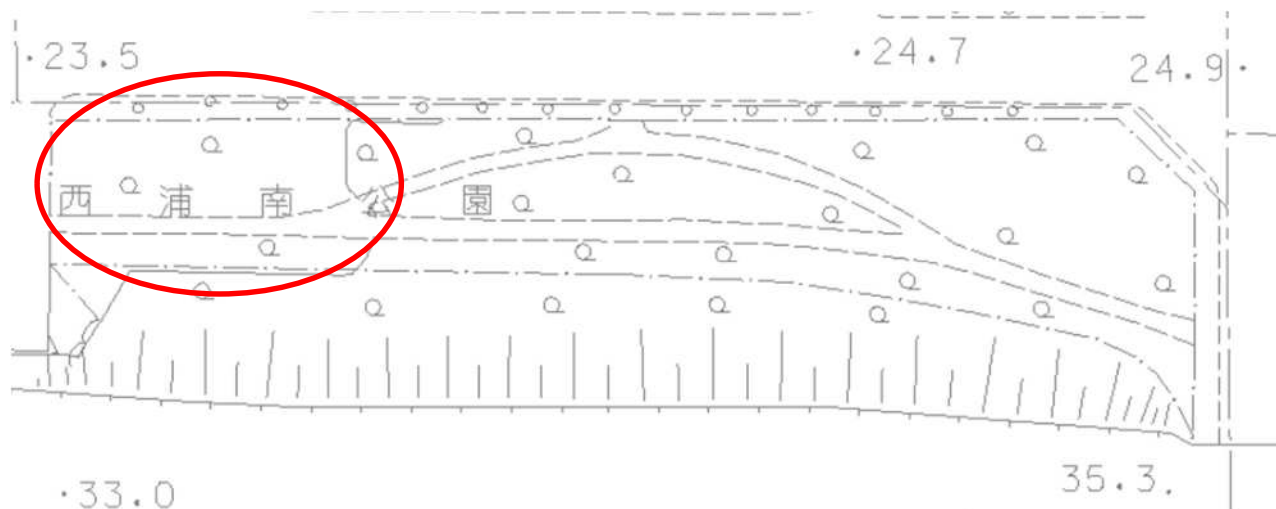


業務範囲

深草西浦南公園

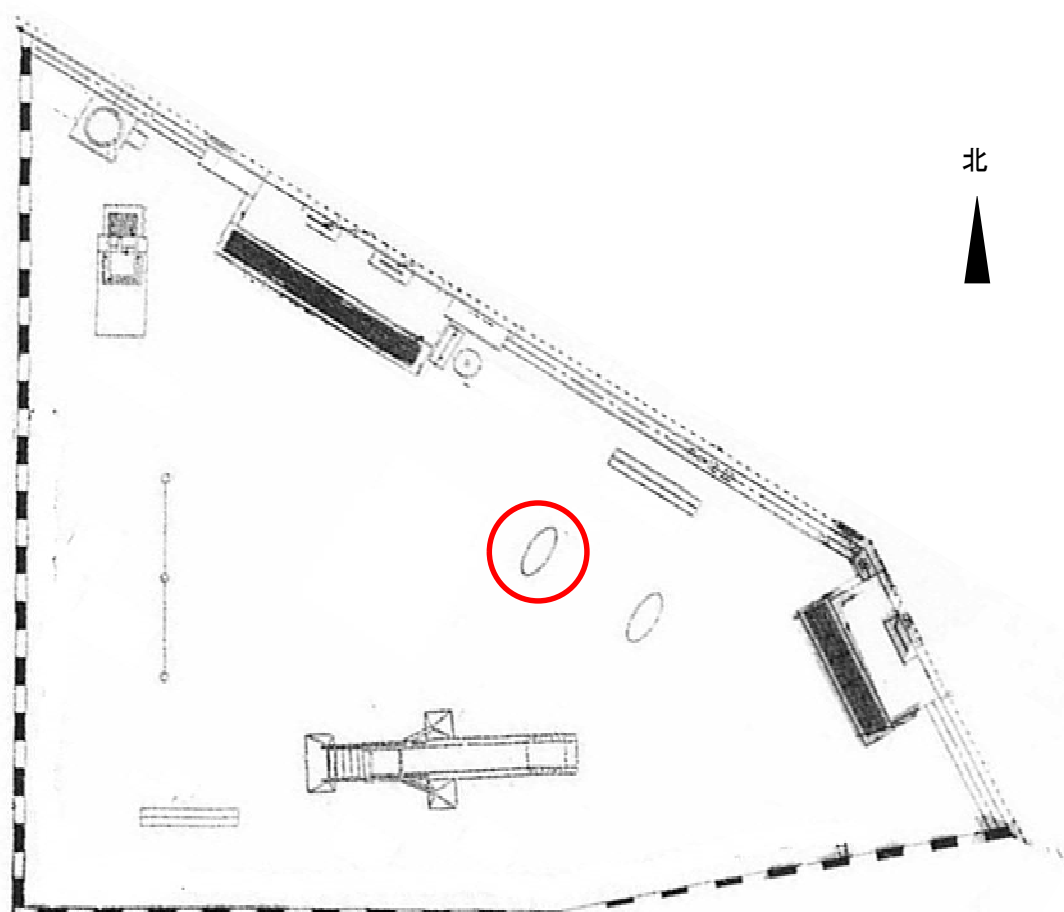
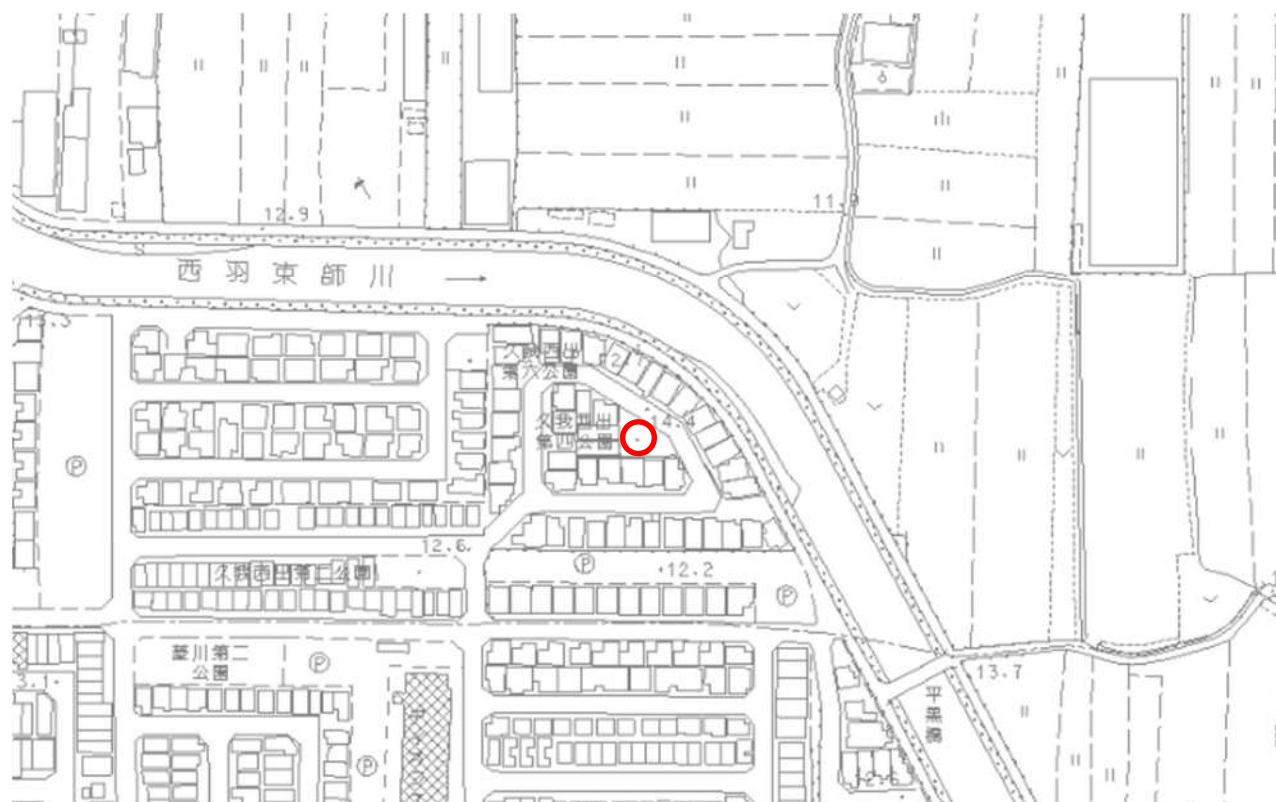


北



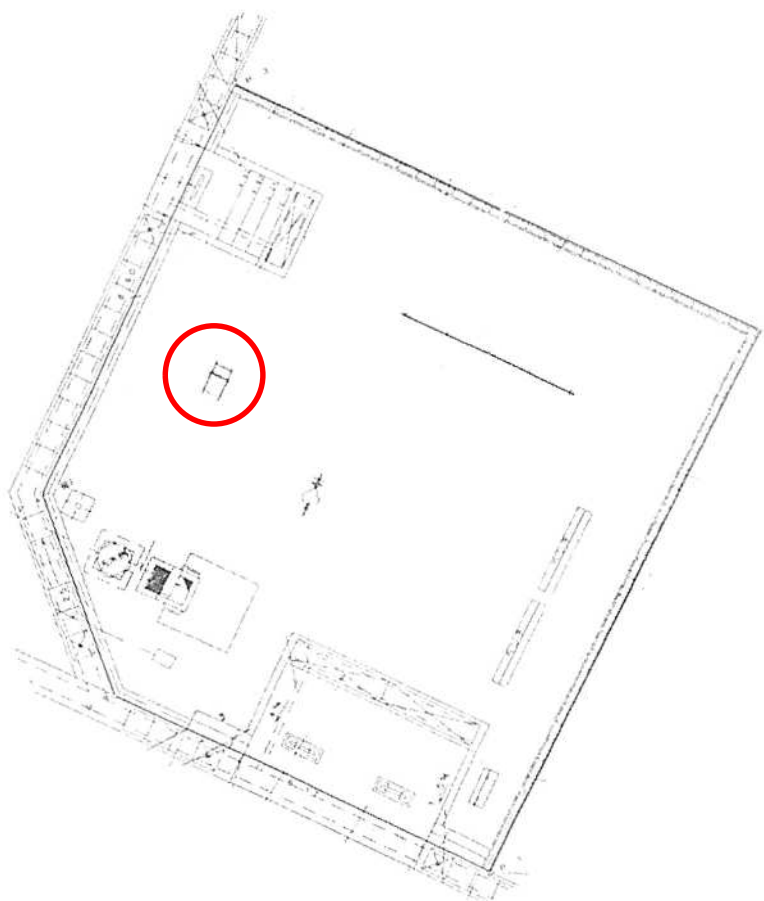
業務範囲

久我西出第四公園



業務範囲

森の宮第六公園



北

